

通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定第4373100496号)
当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供いたします。事業所の概要
や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明いたし
ます。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された
かたが対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 五木村社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 熊本県球磨郡五木村甲2672-41
- (3) 電話番号 0966-37-2333
- (4) 代表者名 会長 木下 丈二
- (5) 設立年月日 平成2年4月3日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成14年6月1日指定
熊本県4373100496号 ※当事業所は単独型です。
- (2) 事業所の目的 当事業所の指定通所介護の事業は、介護保険法令に従い、
ご契約者(利用者)の可能な限り自立した居宅生活の支援、社会的孤立感の解
消及び心身機能の維持向上を図り、それとともに家族の身体的・精神的負担
を軽減することを目的とします。
- (3) 施設の名称 五木村社協介護サービスセンター
- (4) 施設の所在地 熊本県球磨郡五木村甲2672-41
- (5) 電話番号 0966-37-2333
- (6) 事業所管理者 氏名 永里 克彦
- (7) 当事業所の運営方針
事業所の職員はご契約者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立
しご契約者の皆様の心身の特性に適した介護を適切に提供し、楽しく和や
かな時間を過ごしていただき、ご家族の介護負担の軽減となるように努め
ます。
- (8) 開設年月日 平成14年6月1日
- (9) 営業日及び営業時間
 - ・ 営業日 月曜日～土曜日

- ・ 営業時間 9 時 3 0 分～15 時 3 0 分
- ・ 営業しない日 日曜日・12 月 31 日～1 月 1 日

(10)利用定員 10 名

3、職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ （職員の配置については、指定基準を遵守しています）

職 種	常勤換算	指定換算
事業所管理者	兼務	—
生活相談員（兼務）	2 名	1 名
介護職員	2 名	2 名
看護職員	1 名	1 名
機能訓練指導員		—

＜主な職種の勤務体系＞

職 種	勤 務 体 制
1、介護職員	勤務時間：8：30～17：15 ☆原則として職員1名につき利用者10名のお世話をします

当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供いたします

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担していただく場合。 |
|--|

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食 事(ただし、食材料費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、調理者の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体の状況ならびに嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。
- ・昼食時間は11時30分～12時30分となります。

- ② 入 浴 ・ 入浴または清拭を行います。寝たきり(車椅子)でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排 泄 ・ ご契約者の排泄の介助を行います。
- ④ 送 迎 ・ 住宅の玄関までお迎えに参ります。帰りも玄関からご希望があれば居室までお連れいたします。
- ⑤ 健康チェック ・ その日の健康状態を看護職員が把握いたします。
- ⑥ 日常動作訓練 ・ ラジオ体操・レクリエーション等を通じ全身の血行促進と機能、能力の維持をいたします。
- ⑧ 家庭看護教室 ・ 利用者のご家族について、介護についての指導・アドバイスを行う。
- ⑨ 生活指導 ・ 利用者の相談援助を行い、不安・ストレスを取り除く。
- ⑩ 機能訓練 ・ 機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス料金(1回あたり)> 【契約書第7条参照】

別紙料金案内によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた額(自己負担額)をお支払いください。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆入浴に関する加算は次のとおりになっています。

①入浴介助加算 40円

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料費にかかる費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス 【契約書第5条、第7条参照】

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の材料の提供(食材料費)

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり 450円

② 通常の実施地域区域外への送迎

ご契約者の選定により、通常の実施地域以外にお住まいのご契約者に対する送

迎に要する費用は、通常の実施地域外からの片道の距離 1 k m 当たり
距離×30円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく
ことができます。

活動費：1ヶ月あたり 300円

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物
を必要とする場合には、実費ご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担
していただくことが妥当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆ 事業所では、法的代理受領サービスに該当しない通所介護にかかわる利用料の
支払いを受けた場合は、提供した通所介護の内容、費用の額その他必要と認めら
れる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する
ことがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行
う2ヶ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金の支払方法 【契約書第7条参照】

前期(1)、(2)の料金費用は1ヶ月ごとに計算し、月初めにご請求致します
ので、お支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加 【契約書第8条参照】

- ・ 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止また
は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合に
はサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をさ
れた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、
ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者
の希望する機関にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能日時を契約者
に提示して協議します。

苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付【契約書第22条参照】

- ①苦情受付先住所 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地の 41
- ②苦情受付先名称 五木村社協介護サービスセンター
- ③苦情処理担当者 永里 克彦（管理者）
- ④電 話 番 号 0966-37-2333 F A X 0966-37 - 2338

※担当者不在の対応として、ほかの職員が受け付け、担当に引き継ぎます。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処置体制・手順

- ①苦情処理担当者が、苦情を申し立てた利用者、家族の居宅を訪問するなどして苦情内容の詳細を把握し、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告した上で、対応策を検討・説明を行います。
- ① 苦情内容、処理結果等について台帳管理を行い再発防止に努めます。
- ② 苦情に関しては迅速に対応し、早期の解決に努めます。
- ③ 検討結果について、利用者の納得が得られず、利用者がほかの居宅サービス事業者へ変更を希望する場合、居宅サービス事業所情報の提供等必要な協力を行います。

(3) そのほかの参考事項

- ・自ら提供した通所介護に関し、利用者が市町村・国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し立てた場合、市町村が行う照会に応じ、調査に協力するとともに、指導、助言を受けた場合には、指導、助言に従い必要な改善を行います。
- ・苦情内容が通所介護の提供により賠償すべき事故に対するものであった場合、速やかに損害賠償を行います。

身体拘束の排除の理念及び方針

〈 理念 〉

- ・ご利用者を中心としたケアをし、ご利用者の尊厳を守るケアを提供します。

〈 方針 〉

- ・身体拘束等は原則として実施しません。
- ・ご本人の心身全面、他のご利用者の心身安全面の確保などの際において、緊急を要し他に代替の方法がなく、ごく短時間の場合においてやむを得ず実施をする場合においてはご家族等に同意の上実施します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 五木村社協介護サービスセンター

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの利用開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏 名 _____ 印

代筆者住所 _____ 氏 名 _____ 印

(_____ 理由で代筆致しました。)